

平成30年度決算における地方消費税収(引上げ分)の用途について

引上げ分に係る地方消費税収については、地方税法第72条の116第2項の規定により、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に充てるものとする。」とされております。

また、社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)においても、「消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。」とされております。

本町としまして、上記趣旨を踏まえ、引上げ分に係る地方消費税収の用途について明確化することとしましたのでお知らせします。

なお、平成30年度決算における引上げ分に係る地方消費税収の用途については以下のとおりです。

【歳入】

地方消費税交付金(社会保障財源分) 84,460 千円

【歳出】

消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費 1,642,833 千円

(単位:千円)

充当事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税収 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	474,453	255,180	0	0	24,392	194,881
	老人福祉事業	178,676	10,157	0	1,797	9,186	157,536
	児童福祉事業	959,318	623,224	61,400	39,771	49,320	185,603
	小計	1,612,447	888,561	61,400	41,568	82,898	538,020
保健衛生	予防事業	30,386	9	0	0	1,562	28,815
	小計	30,386	9	0	0	1,562	28,815
合計		1,642,833	888,570	61,400	41,568	84,460	566,835

令和元年9月24日

錦町長 森本 完一